

文学研究科史学専攻民族学考古学分野  
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

本内規は、「博士学位請求論文の申請および審査に関する文学研究科の内規」に基づき、史学専攻民族学考古学分野における博士学位請求論文の申請および審査に関する手続きなどを定めたものである。

### I. 学位の名称

民族学考古学分野において授与する学位は次の通りである。

博士（史学） Ph.D. in History

### II. 学位申請の資格

- (1) 文学研究科後期博士課程に第109条において定められた期間以上在学中の者、もしくは文学研究科後期博士課程に入学後6年未満（標準修業年限期間中における休学、留学期間を除く）の者は「課程による博士学位」の申請資格を有する（学則115条）。
- (2) 前項に該当しない者は、後期博士課程在學生と同等以上の学識をもつと民族学考古学分野が認めた場合に「論文による博士学位」の申請資格を有する。
- (3) 学位請求申請を希望する者は、「課程による博士学位」申請、「論文による博士学位」申請ともに、学位請求申請までに、審査制度のある学会誌または学術雑誌に、投稿による1点以上の論文の掲載、あるいは掲載の決定がなされていなくてはならない。加えて原則として学会における研究発表を1回以上行っていないと認められない。

### III. 審査対象

- (1) 学位請求論文は、民族学、考古学、およびその関連分野を研究対象とするものであること。
- (2) 学位請求論文で使用される言語は、日本語あるいは英語とする。ただし日本語論文には英語の、英語論文には日本語の詳細なレジュメ（10頁程度）を添付しなければならない。
- (3) 書式は、A4版横書きを基本とする。ただし、内容によっては縦書き、B5以下の版を認めることもある。

### IV. 審査委員会の構成

- (1) 博士学位請求論文審査委員会は、民族学考古学分野の文学研究科委員の協議に基づいて構成される。審査委員会は、博士学位請求論文が受理された後、文学研究科委員会での承認を受けたうえで正式に発足する。

- (2) 主査は、民族学考古学分野の文学研究科委員が担当し、副査のうち最低1名は文学部民族学考古学専攻の専任教員が担当する。副査には1名以上の塾外の審査員を加える。学識確認者は、主査または文学研究科委員の副査が担当する。

#### V. 学位請求申請までの手続き

- (1) 学位請求申請を行おうとする者は、「課程による博士学位」「論文による博士学位」にかかわらず、民族学考古学分野に審査用論文を提出し、予備審査を受けなければならない。
- (2) 審査用論文の予備審査に合格した者は、審査時に加筆修正を指示された場合にはそれらを修正したうえで、民族学考古学分野による審査用論文の最終確認を受け、学位請求申請の承認を得なければならない。

#### VI. 学位請求申請の手続きおよび審査

- (1) 学位請求申請を承認された者は、文学研究科が定める内規に基づき申請手続きを進めるものとする。
- (2) 学位請求論文の審査は、文学研究科が定める内規に従って行われる。

付則 この内規は、2021年度から適用される。